

平成19年2月1日

条例第6号

## 熊本県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する一般職の職員で常時勤務に服するものをいう。ただし、臨時の職に任用される職員を除くものとする。

(定数)

第3条 広域連合長の事務局職員の定数は、32人とする。

(定数外の職員)

第4条 休職中の職員は、これを定数外とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月18日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。